

# 評議員及び役員の報酬等に関する規程

制定 2016年4月1日

改定 2017年4月1日

## (目的)

第1条 本規程は、定款第13条及び第29条に基づき、公益財団法人21世紀職業財団（以下「財団」という。）の評議員及び役員に対して支給する報酬及び費用（以下あわせて「報酬等」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

## (報酬等の支給)

第2条 財団は、代表理事及び業務執行理事に対し、その職務の対価として、定例役員報酬並びに役員賞与を支給することができる。ただし、財団の職員又はこれに準ずる地位を有し、給与の支給を受けている者についてはこの限りでない。

2 財団は、評議員、代表理事又は業務執行理事でない理事及び監事に対し、次の各号に掲げる職務の遂行の対価として、報酬を支給することができる。

- (1) 評議員会への出席
- (2) 理事会への出席
- (3) 監事業務の執行

3 前2項に定めるもののほか、財団は、評議員及び役員に対し、講師又は原稿執筆を委嘱したときは、その対価として、講師謝金又は執筆謝金を支給することができる。

## (報酬等の額の決定)

第3条 常勤の代表理事の定例役員報酬額は月額54万円、役員賞与は定例役員報酬額の5か月分をそれぞれ上限として、理事会が決定する。

2 常勤の業務執行理事の定例役員報酬額は月額48万円、役員賞与は定例役員報酬額の5か月分をそれぞれ上限として、理事会が決定する。

3 非常勤の代表理事の定例役員報酬額は月額54万円を上限とし、予め定めた1週間当たりの出勤日数及び出勤時間数に応じ、理事会が決定する。ただし、役員賞与は支給しない。

4 評議員、代表理事又は業務執行理事でない理事及び監事の報酬は、第2条第2項各号に掲げる職務の遂行1回につき1万円（源泉所得税控除後）とする。

5 第2条第3項に定める講師謝金及び執筆謝金は、財団が第三者に依頼した際に支払うべき金額を限度とする。

## (費用の支払)

第4条 評議員及び役員が、その職務又は業務の遂行に際して費用を支弁したときは、財団

に対し、その証憑を添えて支払を求めることができる。

(報酬及び費用の支払方法等)

第5条 代表理事及び業務執行理事に対する定例役員報酬は毎月25日、役員賞与は毎年7月1日及び12月1日に、代表理事及び業務執行理事が指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支払うものとし、振込手数料は財団の負担とする。

2 評議員、代表理事又は業務執行理事でない理事及び監事に対する報酬は、評議員会又は理事会の開催日若しくは監事業務の遂行日の属する月の翌月末日限り、評議員、代表理事又は業務執行理事でない理事及び監事が指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支払うものとし、振込手数料は財団の負担とする。

3 前条の費用は、評議員及び役員が支払を求めた日の属する月の翌月末日限り、評議員及び役員が指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支払うものとし、振込手数料は財団の負担とする。

(個人情報の取得)

第6条 本規程の適用にあたり、評議員及び役員から特定個人情報を取得するときは、財団の定める特定個人情報取扱規程の定めによる。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則

この規程は、2016年4月1日から適用する。

附則

この規程は、2017年4月1日から適用する。